

◎新潟県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、水留克栄ほか117名から区画整理事業前島地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成27年4月21日

新潟県新発田地域振興局長